

大分大学医学部附属病院看護職キャリア開発支援センター細則

令和元年11月27日制定

令和元年医学部附属病院細則第1-4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院看護職キャリア開発支援センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 看護職員の教育及び研修に関すること。
- (2) 看護職員の研究に関すること。
- (3) 他施設の看護職員等との交流及び研修に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(部門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育プログラム開発部門
- (2) 研究支援部門
- (3) 地域交流推進部門

(センターの構成)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長
 - (4) 看護部において継続教育を担当する看護師長及び副看護師長
 - (5) その他センター長が必要と認める者
- 2 センター長は、看護部長をもって充て、センターの業務を総括する。
- 3 副センター長は、看護学科の教員のうちから、看護学科長の推薦に基づき病院長が指名する者又は教育担当の副看護部長をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。
- 5 部門長は、センター長が指名する者をもって充て、部門の業務を統括する。
- 6 第1項第4号の看護師長及び副看護師長は、センター長が指名する職員をもって充て、センターの業務を処理する。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院看護職キャリア開発支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長
 - (4) 看護学科の教員 2人
 - (5) 看護部において継続教育を担当する看護師長 2人
 - (6) 専門看護師資格又は認定看護師資格を有する看護師長
 - (7) 医学・病院事務部総務課長
 - (8) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項第4号及び第8号の委員は、看護学科長及びセンター長の推薦に基づき、病院長が指名する。
 - 3 第1項第5号及び第6号の委員は、センター長が指名する。
 - 4 第1項第4号から第6号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 第1項第4号から第6号及び第8号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。
 - 7 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(運営委員会の議事)

- 第7条 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会の議事の特例)

- 第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
 - 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(運営委員会の代理出席)

- 第9条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を委員会に出席させることができる。

(運営委員会における委員以外の者の出席)

- 第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 11 条 センターに関する事務は、大分大学医学部附属病院看護部管理室において処理する。

2 運営委員会に関する事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行後、最初に指名される第 6 条第 1 項第 4 号から第 6 号及び第 8 号の委員の任期は、第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。